

2004年4月

「兵は凶器なり」 15年戦争と新聞メディア - 1926 - 1935 -

自由な学問をやり玉に、京大・滝川事件をどう報道したか

前坂 俊之

(静岡県立大学国際関係学部教授)

1932、33(昭和七、八)年に相次いだ事件を総括すれば、国内の反対批判の勢力、自由な思想を一切駆逐し、天皇を唯一絶対とあがめる戦時体制を築くための地ならしに他ならない。

1・自由主義思想までも弾圧

その第一段階が治安維持法による社会主義者やその同調者への容赦のない弾圧であった。つづく第二弾はゴー・ストップ事件や京大・滝川事件などである。滝川事件ではマルキシズムの浸透を防ぐために反体制とは全く関係のない京都帝国大学法学部・滝川幸辰教授(刑法)の自由主義的な刑法解釈が血まつりにあげられた。

「自由主義」さえ、“危険思想”のレッテルをはられるほど思想統制が強まれば、当然のこととして学問の自由や研究の自由は死滅してしまう。

なぜ、政府や支配層はそこまで神経過敏になったのか。

社会主義者への徹底した取り締まりのなかで、「司法官赤化事件」(一九三二年十一月十二日)や「教員赤化事件」(一九三三年二月四日)が起これ、政府は裁判官や教師にまで共産主義が浸透している点に大きな衝撃を受けた。

時の斎藤実内閣は、思想対策協議委員会を閣内に設置、治安維持法の罰則強化、予防拘禁制などいっそうきびしい取り締りの対策を打ち出した。



<写真は滝川幸辰氏>

また、革命思想の防波堤として、国体観念を強調した日本精神の高揚を教育に押し付けた。

いつの時代でもそうだが、マッチポンプがなんでもないと火をつけて事件をありたて、マスメディアが書き立てることによって混乱が拡大する。

滝川事件では狂信的右翼団体の原理日本社の蓑田胸喜(胸喜を“狂気”と人びとは呼んでいた)、三井甲之らが「司法官赤化事件と帝大赤化教授」と題したパンフレットなどを配布、東大の美濃部達吉、牧野英一、京大の滝川幸辰らを、“赤化教授”の無実のレッテルをはり、司法官赤化事件の原因だと執拗に攻撃した。

これに呼応して貴族院の菊池武夫や宮沢裕らが、東大の赤化教授の追放や滝川教授の著書『刑法読本』を、無政府主義だと激しく攻撃、鳩山一郎文相は嚴重に取り締まると言明した。

2・常識的な『刑法読本』がいきなり発禁に

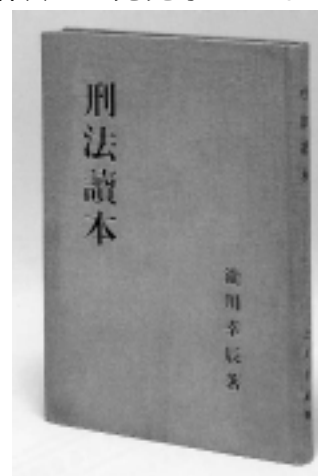
問題となった『刑法読本』は滝川教授が一九三二年一月から三月にかけてラジオで放送した公民常識講座「刑法」をまとめて、同年六月二十日に大畑書店から出版したものの。

ところが、10ヵ月後の1933年4月10日に内務省によって突然、発禁処分を受けた。同時に1929(昭和四)年4月に出版された『刑法講義』も相次いで発売禁止になった。

時を同じくして、ヨーロッパでも1933年一月にナチスが政権を握り、ヒトラーが首相に就任、共産党を非合法化した

。『東京朝日』(五月八日)では「ナチスの大暴圧、非ドイツ的図書、没収し焼き棄つ」の見出しが躍り、“ナチスの焚書”を強く批判した。

「ドイツその専制下に置き、国粹社会主義の名において独断専行、あくところを知らぬ国粹社会党は遂にその弾圧の手を図書にまで伸ばすに至った。



…没収した図書は国立オペラ劇場前の広場にうず高く積重ね公衆の面前でこれに火を放ち焼却することに決した」

こうした思想弾圧、ファシズムの嵐が、日本へも一挙に押し寄せてきたのである。

滝川事件が初めて報じられたのは一九三三年四月十三日。

『大阪朝日』は「滝川教授に辞表を出させる。赤化的傾向を認めて、文部省と京大総長会見」との見出しで掲載した。

教授会は「問題は滝川氏の問題でなく、大学の使命を果たす上に当然要求される研究の自由を脅かすもの」と反対の態度を表明、主張を貫くためには全教授の職を賭すことも決めた。

一方、鳩山文相も強硬で「教授連が辞表を提出することあらば何時でも辞表を許すつもりだ。学校閉鎖も辞せぬ」（『大阪朝日』五月八日）と述べ、真っ向から対立した。

京大の小西総長はあくまで滝川教授の休職を上申することを拒否したが、斎藤実首相を会長とする文官高等分限委員会は五月二十五日、滝川教授の休職を決定、翌日辞令を発令したため対立はいっそうエスカレートした。

では、『刑法読本』のどの部分、思想が問題となったのか。

3・・・刑法読本の問題となった点

文部省は発禁を理由にその点を最後まで明らかにしなかったため、不明だが、当の滝川教授は戦後になって一九四九(昭和二十四)年十月に世界思想社から復刊した『刑法読本』の「戦後版あとがき」で、こう推測して書いている。

一、「犯罪は犯人の生活状態を改善しなければ少なくなるならない。刑罰によって犯罪をなくすことは不可能」

二、「姦通罪について、妻の姦通だけを犯罪にし、夫の姦通を不問に付すのはよろしくない」

三、「国家は革命家を敵として取扱うのはよいが、道徳的に下等な人間として処置してはならない」

以上の三点が「マルクス主義的な考えである」と文部省が判断して「私を大学から追放した理由であつたらしい」と、述べている。

もう一つ、一九三二年十一月に中央大学で行った「復活に現われたるトルストイの刑罰思想」と題する講演も問題となっていた。

内容は犯人へ報復的な刑罰を科すよりも、同情と理解をもって人道的に扱うというトルストイを肯定したもので、すでに京大や東北大でも同じ内容の講演を行っていた。

そこでは、何ら問題にならなかったものが、突然「危険思想」"としてやり玉にあがったのである。

しかし、どこをどうみても、滝川教授の学説がマルクス主義的とか、危険思想とか言えるしろものではなく、ごく平凡で常識的な刑法との印象が強い。

当時の京大法学部や刑法学界でも、その点は一致した認識であり、強い反対運動が起こったのもこのためだった。

滝川教授へマトがしぼられる過程をみても二転三転し、文部省がゴジツケに苦しんだことを浮き彫りにした。

最初、文部省は「議会で質問された場合の答弁のため」と、中央大での講演の内容が危険なものだったと調査を求め、宮本英雄京大法学部長の「理想的な内容で問題なし」の答えに了解した。以後、

4・・・ばかばかしい理由

一、「中大の講演で裁判官を罵倒した。こんな人に高文委員をしてもらっては困る」(司法省)

二、「刑法読本はマルキシズムではないが、客観主義は困る。特に内乱罪、姦通罪が公序良俗に反する」(文部省学生部長)

三、「滝川教授は何とかやめてもらいたい。社会的影響が問題であり、やめてもらうことこそ大学の自治研究の自由になる」(文部次官)

と一方的に迫ってきた、という(1)。

また、火つけ役の蓑田が京大講演部の依頼で講演した時、学生たちからさんざん追及され、立ち往生したことがあり、この時の講演部長が滝川教授だったことから、蓑田がこれを大変にうらみ、事件の原因になったともいわれている。

さて、五月二十六日、滝川教授の休職の発令を受けて、京大法学部教授以下三十九人の教官は辞表をとりまとめて小西総長へ提出した。法経第一教室で教授たちを支持する学生大会が開かれた。

約千六百人の学生で会場は超満員となり、滝川教授が入場すると嵐のような拍手が起こった。

反対の先頭に立った佐々木惣一、末川博、恒藤恭ら教授たちも沈痛な面持ちで、宮本英雄法学部長が声明書を読み上げるのを聞き入った(2)。

「宮本学部長が短い訣別のあいさつを述べた時、学生諸君は顔も上げず忍び泣きに泣いていた……この学生とこれが最後に別れねばならないかと思った瞬間、私はせきとめていた涙が一度に落ちて来た」

5・感動的な京大学生大会

折から教室の窓には沈んでゆく夕日が燦然とさし込んできた。

生涯忘れえぬ感動が教授と学生とをより強い一体感で包んだが、それは自由主義思想の最後の抵抗であると同時に、圧殺され滅んでゆく学問、研究の自由の最期の象徴的なシーンでもあった。



< 写真は宮本学生部長のあいさつ >

小西総長も六月十六日に辞表を出した。

七月六日、新総長に松井元興理学部長が選出された。松井総長は文部省の意向を受け七月十日、法学部十五教授の辞表のうち強硬派の佐々木、宮本、末川、恒藤ら六教授の辞表だけを選んで文部省へ取り継ぐ分断政策に出た。

六教授の免官によって、さらに退官するものが出る一方、「主張は貫徹した」と辞表を撤回する者が出るなど、京大法学部は混乱と敗北へと陥り、学問の自由と独立の伝統は消滅した。

続く、美濃部の天皇機関説や河合事件(一九三八年十月五日)では京大のような組織的な抵抗は起きず、急角度にファシズムに傾斜していったのである。

こうした滝川事件の意味を、新聞は本当に理解していたのだろうか。

『朝日』『毎日』などの紙面は京大、文部省の対立の動向を克明に報道した。

6・滝川事件を新聞はどう報道したのか

しかし、続く六月十七日に起こるゴー・ストップ事件でも社説は少なかったが、滝川事件でも『大阪朝日』は四、五、六月の三ヵ月間にわずか二回である。その内容も五・一五事件などのような鋭い切れ味はなかった。『報知』の社説などと比べても明らかに妥協的な内容となっている。

「大学教授の進退問題」(五月十二日)では「一気に異端を刈りとらんとする文部省当局の態度は学問を極めるため研究を目的とする大学に対する弾圧としては即断に過ぎはせぬか」と批判する一方で、

「帝国大学そのものが学生の批判力養成を怠り、いわゆる左傾学生を出したに對して、行政官庁たる文部当局から、ある意味の警告を与えられたとも見ることができる。

単に学問の自由の研究のためにだけでなく、大学としての社会的使命を達成することに務め、外から鼎の輕重を問われないようにすることが肝要であろう」

まるで大学側に責任があるといった口ぶりである。この日の「天声人語」も文部省の肩をもった内容であった。

「国費で支弁し、国権で擁護される官学なら国家統治の原則と相入れぬ思想を醸す

ことに弾圧は当然として(中略)文相は滝川教授の前非後悔を求めており、学問的良心ぢゃ、男の意気地ぢゃとくと事は面倒に決ったり」

「文相と大学の正面衝突 教授自由の限界は如何」(五月二十八日)でも

「学説を『教授することの自由』は勝手気儘なりということではない。これには限界がある。『国家思想の涵養に留意すべき』ことを規定されている。

「ゆえに、滝川教授の学説がその限界を超えていないと確信するならば、教授連はこれを具体的に刑法読本以外の同氏の著述等によりて立証し、滝川教授はそんな矯激思想の持ち主に非ずとの説明を東大、東北大学の総長や刑法主任教授になさしめ...」とこの社説もホコ先を逆に京大側へ向けていた。

一方、『大阪毎日』は「京大教授の進退問題 - 真理探求の原則と実際」(五月二十一日)で、「学者が良心をもって国家なり国民なりを正しい道理に導こうとする努力に対しては政府当局はできるだけ寛大であるのを賢明とする。

滝川教授の問題については、もとよりその内容にもよるところであるが、さりとて必しもその教授の職に影響せねばならぬものでもない。

往年、森鷗外氏の執筆したものが発禁となったが、そのために氏は陸軍軍医総監の位置を動かされることなく、今日その所作は文芸産物として残っている。

研究の自由ということは寧ろ官学なればこそ保障も出来ると考えられぬではないか...」と説得力のある社説を掲げた。

しかし、「穩便に收拾できぬか 滝川教授問題」(五月二十日)では、滝川事件の問題箇所はヤミの中にある不明朗さを批判しながらも、

結論では「文部省がかく信じ、国家の高官を集めた機関でも同一見解であることを明らかにしたことで、吾等は滝川教授の思想もしくはその教え方が大学の教壇に立つ最高権威としては、今日の世相や青年の思想傾向から考えて甚だ願わしきものではないと思わなければならぬ」と当局の権威に盲従した内容となっていた。

こうした中途半端な社説が多いなかで、ひときわ光ったのは『報知』の社説「京大対文部省の問題」(五月二十六日)である。

「進歩は必然に異説の対立を意味する。学問に対する迫害が結局、無用に終わることも中世紀の欧州の例の暗示するところである。

今回の事件において、我等の遺憾に感ずるのは、非常時内閣、殊に文部省は結局右翼的思想の代表ではないかというような疑念を社会へ与えつつあることだ。

単に自由主義的な思想研究に対しても、首相以下非常な決心を以て弾圧するのだとすれば、非常時内閣はすべての既成勢力と既成環境に弱くして、比較的抵抗力少き思想方面のみ強いという感じを与える」

文部省の“右翼的姿勢”をズバリと批判した。

7・ジャーナリスト・丸山幹治はずばりと批判

これ以上に、問題の本質を鋭くえぐり学問の自由への弾圧にきびしい筆陣をひいたのは硬骨のジャーナリスト・丸山幹治である。

丸山は『朝日』『毎日』などを渡り歩き、『大阪毎日』ではコラム「硯滴」を担当、戦後は『毎日』の「余録」に通算二十年近くコラムを書き続けるなど、大正、昭和と二代にわたるコラムニストとしても著名である。

「鳩山文相はその責任を知るべきである。刑法読本の何処が悪い。赤やら青やら、国民はこれに批判を下せぬ。鳩山文相が司法省に注意して発売禁止させたという。御覧の如く赤いといわれても国民は目隠しされた、しかも常識は文部省の遣口を危険とする」(五月十二日)

「刑法読本には資本主義機構に対する唯物論的の見方がある、イデオロギーの匂いがある。しかし、このくらいの批判は右傾理論にも含まれているのだ。

たとえば不景気は資本主義、資本主義機構の産物なりという如し、これはファッションにも共通する常識だ。どこのクラブにでも、このくらいの危険思想家はウヨウヨしているのだ。

文相の権限をもって教授を威嚇し、就職難をもって学生を威嚇す、これが明朗な政治家のなすことなりや。すべての責任は……『軽率不謹慎なる』文部省が負わねばならむ」(五月二十六日)

「左翼から散々にこきおろされてる東大経済学部の河合栄治郎教授も『共産主義者でない滝川教授を問題にしている点から第一に間違っている』という。

司法官赤化事件を京大法学部問題に結びつけるごときは方向違いなんだ」(五月二十七日)といった具合である。

さて、滝川事件の歴史的な意味はいうまでもない。

戦争への妨げに共産主義や批判的な思想運動がすべて排除され、まず共産党が徹底して弾圧された。続いて、自由主義が狙われたのである。

滝川事件に次いで美濃部達吉の天皇機関説、河合栄治郎、津田左右吉へと自由主義の思想狩りの嵐が吹き荒れ、暗黒の時代に入っていくのである。

(つづく)

< 参考文献 >

- (1) 『現代史資料 42 思想統制』掛川トミ子編 みすず書房 1976年刊 171 - 2P
- (2) 『激流』 滝川幸辰 河出書房 1963年刊 119P

<http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/~maesaka/maesaka.html>